

地域密着型通所介護契約書

〇〇様（以下、「利用者」といいます）と、Assi-ST株式会社 リハビリデイサービス 結びつ木（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。
2. 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「地域密着型通所介護計画」を作成します。事業者は、この「地域密着型通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

1. 地域密着型通所介護の提供場所は柏市です。所在地および設備の概要は【地域密着型通所介護 重要事項説明書】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた地域密着型通所介護計画に沿って地域密着型通所介護を提供します。事業者は地域密着型通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、地域密着型通所介護の実施ごとに、サービスの提供時間と内容を記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は、前項のサービス提供記録を5年間保存し、利用者はこれを閲覧することができます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「(重要事項説明書)」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
2. 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（重要事項説明書）」のとおりです。
2. 利用者は、サービスの対価として【地域密着型通所介護重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

第7条（サービスのキャンセル・中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日午後5時30分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
2. 利用者が、サービス提供の前日17:15までに通知することなくサービスが中止となった場合は、事業者は、利用者に対しキャンセル料を請求することができます。（サービス利用料の10割）なお、当日の緊急事態や体調不良によるキャンセルはこの限りではありません。
3. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【地域密着型通所介護重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破綻した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上わたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を 継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者から契約更新しない旨の申し出があった場合
 - (2) 利用者から解約の意思表示がなされた場合
 - (4) 事業者から解約の意思表示がなされた場合
 - (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
 - (7) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、
又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
 - (8) 利用者の要介護状態区分が要介護となった場合
 - (9) 事業対象者でない利用者の要介護状態区分が自立となった場合
 - (10) 利用者が死亡した場合

第9条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族 に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、【利用者の個人情報取扱いについて】に基づいて利用者およびその家族の個人情報を管理します。

第10条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者対してその損害を賠償します。

第11条（緊急時の対応）

事業者は、現に地域密着型通所介護を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

第12条（連携）

1. 事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、契約締結の旨を介護支援専門員に速やかに連絡します。
3. 事業者は、この契約内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その旨を速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第8条第2項または4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、地域密着型通所介護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

第14条（本契約に定めない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり、地域密着型通所介護事業に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者) 私は、この内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所：柏市

氏名： ⑩

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人 住所：

氏名： ⑩

本人との続柄：

(事業者) 私は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地： 千葉県柏市根戸 467 番地 184 井原ビル 1 階 1 号

事業者（法人）名： A s s i - S T株式会社

代表者職・氏名： 代表取締役 関野 隆弘 ⑩

説明者職・氏名： ⑩